

「過労死ゼロの社会を一高橋まつりはなぜ亡くなったのか」

高橋 幸美 過労死防止全国センター会員

[1] はじめに

娘 高橋まつりは2015年12月クリスマスの朝に借り上げ社宅から投身して亡くなりました。電通に入社して9カ月後でした。2016年9月労災と認定され、娘の過労自殺を公表しました。

① 川人弁護士から聞かされた驚きの言葉

公表の理由は「電通での過労死は、まつりさんや20年以上前の大嶋さんだけではない」と聞かされたことです。

娘の亡くなる2年前にも30代の男性が過労で亡くなっていました。なぜ電通は原因を放置し続け、社員を犠牲にし続けているのか。私が黙っていたら電通はこのまま何も対策をしないで、社員の過労死は増え続けるのではないかと激しい憤りを覚えたからです。

② 娘の名誉を守るため

自殺を隠すことは娘の死を“自己責任”であると認めたこととなります。「会社の責任である」と、世間に訴えなければならぬと考えました。

③ 娘の死の全責任は会社にあると世間に知らせ、社会に警告しなければならないと思ったからです。過労死を出した企業のリストを公表しない、国に対する大きな怒りも感じました。過労死の事実を公表せず、対策も講じないで社員の採用を続け、経営を続ける会社に対して怒りを感じました。実名公表のあと、「高橋まつり」というワードは、大きな社会現象といえるほどのニュースになりました。

[2] SNSについて

娘はSNSで会社の状況を書き残していました。その内容は世間で大きく取り上げられました。娘の残したツイッターの言葉は、「自分もまつりさんと同じ状況だ」という多くの共感を呼びました。娘の死から3年半が過ぎ、娘の名前も世間から忘れられてしまい、過労死の問題が報道される機会はありません。でも過労死は無くなった訳ではありません。娘のように労働環境に苦しんでいる人がいることをSNSを通してたびたび知ることがあります。SNSでのSOSに対して娘のように仕事で苦しんでいる人が救われる場所になるように向き合い関わって行きたいと思っています。当事者の同意のもとで一例を紹介します。

[3] 娘は過労死について知っていた

長時間労働は人を死に追い詰めると知りながら辞められませんでした。

娘と私は、就職活動の時から、電通の大嶋さんの過労自殺について知っていました。娘は学生時代から労働局の通報メールがあることを知っていました。労働組合にも入りました。残業が月100時

間を超えると疾患の危険性が高まることも知っていました。過労死防止全国センターのブログの大嶋さんの事例を見て「自分もこれと全く同じです」と送ってきました。

当時娘が私に話した言葉や同僚や友人とのメールやり取り、SNSに投稿などから、娘が異常な長時間労働で追い込まれていった様子を振り返ります。

① 娘の就職活動

新聞、商社、不動産、証券会社などにエントリーしましたが、一番初めに内定が出た電通に決めました。

私はネットで調べると、過去に過労自殺があった事や、年収は高いけど激務であると書いてありました。靴の中にビールを注いで飲ませる。などの異常な社風があるのも知りました。心配を娘に話すと娘は次のように答えました。「金融や証券、コンサル、商社、官僚、医師、どれも激務だよ。今までハングリー精神で頑張ってきたんだから私は大丈夫。お母さんがあの会社を退職できるように早く母さんに仕送りしてあげられるようになるからね」と言いました。娘の履歴書には「逆境に強い強靱なストレス耐性。強い信念を持って努力すれば解決できるというのが私の信条である」と書いてありました。

余談ですが、このころ重要なことがありました。娘の内定が決まった頃、私の勤務先で急に業務量が増えました。娘の様に月100時間というものではなく、40～50時間くらいでしたがひとり親家庭で子供を扶養しながらの残業はとて辛いものでした。朝の7時半から夜の8時、時には10時までの勤務はとてきつと感じました。社長命令で残業を月20時間以内にしろと言われましたが、業務通りの残業時間を申請していると、しばらくして20時間の固定残業制にすると通達されました。閑散期には20時間に満たなくても20時間分の賃金を支払うんだから我慢しろと言う事です。異議申し立てをできず20時間以上の残業を申請しなくなりました。会社に労働組合はありません。そのことを娘に話すと娘は「母さんの会社ダメだね。労働局に通報メールを送ろう」と言うのです。だけど会社にばれるのが恐くてメールを送ることができませんでした。自分が勤める会社を訴えるのにどんなに勇気がいるか私は知っています。娘が亡くなって3年後にやっと私は自分の会社を労基署に訴えました。

娘は自分の身に同じ事が起きた時に、労働局にメールしませんでした。私も行動を起こしませんでした。亡くなってから労基署に訴えても社会に訴えても遅すぎました。

② 2015年、電通に入社

娘は、電話で会社の様子をいつも話してくれました。

4月の新人研修は、残業時間にカウントされない、夜の研修がありました。スーツのままアイドルのライブに連れて行かれ、眠そうな顔をしていると「寝るな」と怒られました。芸能人との顔合わせ。雑誌のイベント。飲み会。毎日夜遅くまで拘束され、帰宅して睡眠時間を削って課題や企画書を作り、翌朝提出しました。娘は本当に頑張りました。研修中に作ったラジオCMのコピーが採用され放送されました。研修の最後には「若者の新聞購読を増やすには」というプレゼンで優勝しました。とても嬉しそうに話してくれました。

5月に、インターネット広告の部署に配属されました。損害保険会社のネット広告を担当しました。広告のクリック数、契約数などが月曜に送られて来ます。水曜日の朝までに集計し提案書を作り、

得意先に出します。これを1週間繰り返しました。遅い時間にデータがくると作業は火曜日の深夜に及びました。ひとりでクライアントを訪問できるようになりました。

9月、シルバーウィークに帰省した時、会社の話をしました。

「この会社では、休日出勤も、深夜労働も、徹夜も当たり前。毎日10時に消灯されると、また電気つけて仕事している。今は遅くても終電で帰れるけど、来月、正社員になると残業の際限がなくなって、徹夜が当たり前になるから怖いんだ」と言いました。新入社員が入社半年後には際限がなくなるなんて考えられませんでした。先輩も同僚もみんなそうやって仕事しているんだと言いました。

10月に、正社員になりその通りになりました。

帰宅は日付を超え、ときに朝の5時になりました。2晩帰れない日もありました。保険会社の他にネット証券の担当も増えました。通常業務の他に、先輩に命じられた広告の企画や業界紙の論文も自宅に持ち帰り徹夜で書いていました。その論文は入賞していました。

10月半ばに電通の労働組合のファミリーデーと言うのがあり、ディズニーシーのチケットを数カ月前から頼んでくれていました。この日は前日夜遅くまで仕事を片付けて疲れているのに約束を果たしてくれました。アトラクションに並びながら会社の話をしました。証券会社の口座開設のノルマがあるので口座を作ってくれとスマホで開設しました。「今週10時間しか寝ていない。こんなに辛いと思わなかった」と退職を口にしました。

「いつ寝ればいいのかわからない。熟睡すると起きられなくなるから恐くて寝られないからソファに座ったままスマホ握って2時間くらい目を閉じるだけ」「残業するな。と言われたり、新人は死ぬほど働け。と言われたり。この会社おかしい」「部署異動を頼んでみる、できなかつたら辞める。休職か退職か自分で決めるから、お母さんは口出ししないでね」きっぱり言いました。

11月に勇気をだして人事や上司と面談しました。娘は「多分もう大丈夫になったはずだから」と言いました。人事に訴えたのに12月には年末の繁忙期になり特別条項が適用されて、深夜、朝5時退勤が続きました。社内の忘年会の準備も1カ月前から遅くまでやっていました。12月初めの日曜日に上京した私は忘年会で流すプロモーションビデオの撮影を手伝いました。

12月20日、最後に娘の部屋に行ったときは疲れて起きられませんでした。その時「年末には家に帰るからお母さん一緒にすごそうね。日帰り温泉にも行こうね」と言いました。5日後に自殺するなんて思いもしませんでした。

③ 先輩とのメール

警察で受けとった娘のスマホには先輩とのやり取りが残されていました。私に話していた以上に深刻な内容でした。

11月12日 「土日会社に来て、徹夜して働く部の方針に疲れたなぁと感じていまして、うちの会社のカルチャーですし、耐えられる人もいる中で甘えてるとは思うんですが。ひとつ上の先輩が体調不良で休んだ時に、部長は「あいつ甘えてるな。来たらシバイテやらないと」と言っていたので部長は私たちの事は守ってくれないんだと思いました。これが続いたら死にたいな... と思いはじめて、道歩いてる時に死ぬのに適してそうな歩道橋を探しがちになっているのに気づきます」

この先輩は心配して気にかけてくれていましたが、先輩自身も同じ状況でした。

体調を不良で休んだ別の先輩を気遣って「残業月100時間超えると疾患の可能性が高まるそうですよ」とメールを送っていました。娘は100時間の過労死ラインを知っていたのです。

④ ツイッターや友人へのメールに残された労働環境

10月4日 神様、会社行きたくないです

10月7日午前 0:27 退勤 もう無理 もうだめだ 毎日残業辛すぎる 電通なんか辞めたい

10月12日午前 1:28 噂に聞いた47時間帰宅47:40 出社もありえる。いまからお風呂入って出社します。死ぬ。(2日連続会社において退社40分後に会社しているということ)

10月12日午後 23:20 休日出勤えらいなあとか思って出社したけどうちの部に限っては6割出社してた。そりゃ過労で死にもするわ

10月15日 誰もが朝の4時退勤とか徹夜している中で新入社員が眠いとか疲れたとか言えない雰囲気なので、火事とか地震の時もPCの前にしがみついて死ぬやつだわ

10月20日午前 3:28 死因:愛のある指導

10月21日午前 3:41 帰宅

もう4時だ 身体が震えるよ 死ぬ もう無理そう 疲れた

10月22日 最近ぶっつづけで19時間とか仕事して、お昼はデスクでコンビニおにぎりか、お昼抜き、何日も寝られないくらいの労働量はおかしすぎる

10月27日 弱音の域ではなく、体調がやばすぎて倒れそう

明らかに体調不良で倒れて会社休みたい

10月28日 二徹して作った自作の資料が全くダメだと言われたのだけれど、直してみても良かったらクライアントへ持っていこうということになり、休日出勤もいとわないやろ気が出て来た

11月1日 日曜日の昼過ぎにお風呂入って会社行って、会社で寝るライフスタイルにはまりつつある

11月2日(文化の日の前日)明日祝日だから今日は徹夜できるね。と先輩に仕事ふられました

12月9日 午前4:06 今から帰宅だが、どう見積もっても時間が足りないぞ

12月18日 午前3:55 今から帰るんですけど、うけません?

12月18日 午前4:01 1日20時間とか会社にいるともはや何のために生きてるのか分からなくなってるって笑けてくるな

娘が言った通り10月に残業に際限がなくなり、11月上旬うつを発症、発症1カ月前の時間外労働時間は105時間と労基署に認定されました。8月、9月と一緒に縦走登山をするほど元気だった娘が、10月に正社員になってから1日のほとんどを会社で過ごし、満足に睡眠がとれず病気になってしまったのです。私は当時娘のツイッターを見ていました。心配して「会社なんて辞めてもいいんだから死んじゃだめ」と何度も娘に言いました。だけど「自分で決めるから、お母さんは口出ししないでね」と言った娘を信じるしかありませんでした。今なら過労死ラインの長時間労働をさせている会社を労基署に通報して退職させるべきだと言えます。

2. 過労自殺は自己責任ではない

「過労死ゼロの社会を-高橋まつりさんはなぜ亡くなったのか」で川人先生が第1章に書かれている通りです。

1991年大嶋さんを過労自殺に追い込んだ電通は、2000年の最高裁の判決の後、反省し、再発防止に務めるはずでした。2002年に汐留に本社ビルを建設し、入り口に入退室管理のためのフラッパーゲートを作りました。ICチップが搭載されたカードをゲートにかざし出退勤時間を管理します。ゲー

ト記録と出勤簿にかい離があると、社内にいた理由を申請し上司が深夜労働をしないように指導するという名目でしたが、申請には当初から抜け道が作られていました。

労働組合の先輩とのメールにはその証拠がありました。上司が残業隠しを指示していました

2015年11月4日

「部長の方針で残業は社内飲食にしています」

「70時間にしろと言われてるんです。俺の若い時は社内飲食にしたぞって」

先輩の返事は次のように書いていました。

「社内飲食の指示明確に出てるなら一線越えちゃってるやつだね」

「証拠とっといたほうがいいよ。フラッパー通った実時間は動かぬ証拠」

「去年、労基署が入っているから副社長命令で厳しく見てるはず。つぎに三六違反出たらオリンピック受注に響くし」

ゲート記録と出勤簿の記録のかい離の理由はいくつかの項目を選択するようになっていて、社内飲食・自己研さん・私的情報収集というのがありました。毎日深夜や朝まで社内に残って食事していたことにしろというのです。月残業は69.9時間とか69.8時間とかになっていました。上司は娘の勤務状況を知りながら、適切な業務配分も人員の増員も行いませんでした。残業時間を短く申告するように指示していたので、うつ病になっていたのに医師の診察を受ける機会も与えられませんでした。娘が「組合に相談したことがバレるのが怖い」と書いていた、電通労働組合が当時どう動き、現在どうなっているのか私には全くわかりません。

電通では深夜や朝まで仕事して、徹夜や休日出勤も当たり前です。得意先の接待のあと会社に戻って残業していました。体調を崩して休む人や休職する人も珍しくないで誰も気にかけません。身体を壊しても復帰して乗り越えたことを武勇伝にしてこそ電通マンです。休むと、負けがせがつくので休むなと言われます。まさに「鬼十則」そのものが電通の社風です。その社風を誇りにして働いてきた社員の意識が変わることが電通の改革を実現に導き、変わらなければ過労死の悲劇は繰り返されるでしょう。

[4] 過労自殺は会社と国の責任

電通での過労自殺は、長年、異常な労働環境や社風を放置し続けた会社に責任があります。労基署の再三の指導も長時間残業を隠匿する企業には全く無意味で取り締まることはできませんでした。過労死が公表されるまで企業を取り締まることができなかつたことは行政にも責任があります。労働局が長時間労働やハラスメントを禁止し監督できる機関になる必要性を感じます。労基法違反の有罪判決はたったの50万円。上司は不起訴になりました。何人も過労死を出している会社を社風だからと罰せず、許している国の責任も重大です。職場の労務管理が軽視されることのないように過労死を出した企業への厳罰化に向けた法改正の必要性もあるのではないのでしょうか。娘が亡くなる1年前に過労死防止法が制定され娘は亡くなりました。過労死・過労自殺をなくするためには国民全体の意識が変わらなければいけないと思います。全ての職場で、管理職、経営者、働く人、そして消費者の意識が変わらなければいけないと思います。「長時間労働とハラスメントは人の命と健康を奪う危険な行為なんだ」と全ての人が認識することです。「長時間労働やハラスメントをしない。させない。許さない」ことだと思います。過労死防止の歩みを止めることなく過労死の原因の長時間労働を無くし、勤務間インターバルを義務付け、長時間の残業代がなくても、8時間働けば子供を生み育て家族が生活できる労働条件の整備の必要性を強く感じます。

[5] SNS に発信される SOS

インターネットで高橋まつりは過労死問題、電通事件として多くの記事がアップされていますし、労働基準法や「ブラック企業」や「就職してはいけない企業」などの情報を誰でも見ることができるのに、どこに相談したら良いかわからない若者が SNS を自分の悩みを発信し共有する手段にしています。SNS に労働に関する悩みが投稿され、多くのアドバイスが書きこまれます。

たとえば「派遣から正社員に登用された直後から上司のパワハラで適応障害になり退職を申し出ました」または、「サービス残業をさせられています。どうしたらいいですか」というもの「上司からパワハラを受けていて会社に行くのが辛くて毎日死にたいと思っています」などという内容です。娘を救えなかった私はもう絶対に SOS を見逃すわけにはいきません。私に SOS を送ってくる人には、「あなたが辛いのはあなたが弱いからではない。会社が悪い。絶対に死んではいけない。とにかくすぐに休んでください」など伝えます。労働基準法や労働者の権利を伝えたり、労働局の労働条件ホットラインを紹介します。自分自身の体験から、失業保険についてアドバイスすることもあります。

昨年 2018 年 8 月、こんな投稿がありました。

“8 月 10 日 もう残業したくないんだよ。私新卒だもん。なんで研修終わって 5 月からずっと定時に帰れないのかわからないし、定時に帰りたいし、もう疲れたし、サビ残だし、面接のとき「過酷な残業はない」って言われたのにあるし、本社の人は定時に帰ってるのになんで私は帰れないの” 大卒で就職した彼女の投稿に 323 ものコメントがありました。

ある人は「未払い残業代を請求してください」とアドバイスし「パソコンのログ記録をとったほうが良いです」とアドバイスする人もいました。

私も彼女が退職するまで声かけを続けました。

彼女は、入社 1 カ月後から残業が始まり月 45 時間、土日休日出勤、残業しても残業代はなし 6 月には退職を考え、8 月申し出が拒否され、SNS で自分の状況を書きこみました。

彼女は SNS で励まされながら 9 月退職願を出し、10 月末の退職が決まりました。

10 月に入社半年経過し、転職活動をしようとして有給を申請すると、時季変更権を行使されました。

11 月には残業も少なくサービス残業もない会社に転職しました

「ツイッターで会社の状況を発信したことによって多くの人のアドバイスと励ましがもらえ転職できた」と感謝を投稿しました

彼女の元職場は入社 1 年後に新入社員の 3/4 が退職しました。

家族の会や各団体の支援活動とは違い、匿名の投稿やアドバイス、情報の共有は、正式な支援とは言えないかもしれません。しかし娘や私のように、多くの仕事に悩む人たちが労働局のホットラインや労基署への相談にたどりつくにはハードルが高すぎる現実の中、過労死の原因が無くならない現状において、SNS に発信される若者の SOS に対して、わずかでも救済への力になりたいと思います。

[6] さいごに

5 月 9 日、厚生労働省で行われた過労死等防止対策推進協議会で過労死等の防止対策の今後の取組として、相談窓口を、SNS による相談を実施予定であると報告を受けました。働く人のメンタルヘルス・サポートサイト「こころの耳」で職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供と、過重労働による健康障害に関する電話相談とメール相談を設置していますが、今年 11 月に試験的に 5 人体制で、SNS による相談を実施するというものです。労働条件電話相談ほっとラインも SNS での相談を検討中

と報告を受けました。労働局の電話相談やメール相談は一般の労働者が相談するにはハードルが高いのが現実です。自身の悩みをどこに話せば良いのかわからない人が多いのです。若者が多く利用する SNS を活用した相談窓口は有効であると思います。一刻も早い実現と運用を要望しましたことをこの場でお伝えし、報告を終わります。